

母性保護のための「女性労働基準規則」が改正されました。

～生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業を禁止、

平成 24 年 10 月施行～

厚生労働省では平成 24 年 4 月 10 日、母性保護のために、生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則（以下「女性則」といいます。）の一部を改正する省令」を公布しました。

改正女性則は平成 24 年 10 月 1 日から施行となります。

この改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある 25 の化学物質（従来の規制対象は 9 物質）を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、以下の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業が禁止になります。

○女性労働者の就業を禁止する業務

- * 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第 3 管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務
- * タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

○改正女性則の対象 25 物質

* 特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

1 塩素化ビフェニル	8 水銀およびその無機化合物（硫化水銀を除く）
2 アクリルアミド	9 塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る）
3 エチレンエミン	10 砒素化合物（アルシンと砒化ガリウムを除く）
4 エチレンオキシド	11 ベーターポロピオラクトン
5 カドミウム化合物	12 ペンタクロルフェノール（PCP）およびそのナトリウム塩
6 クロム酸塩	13 マンガン
7 五酸化バナジウム	

（注）カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

* 鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

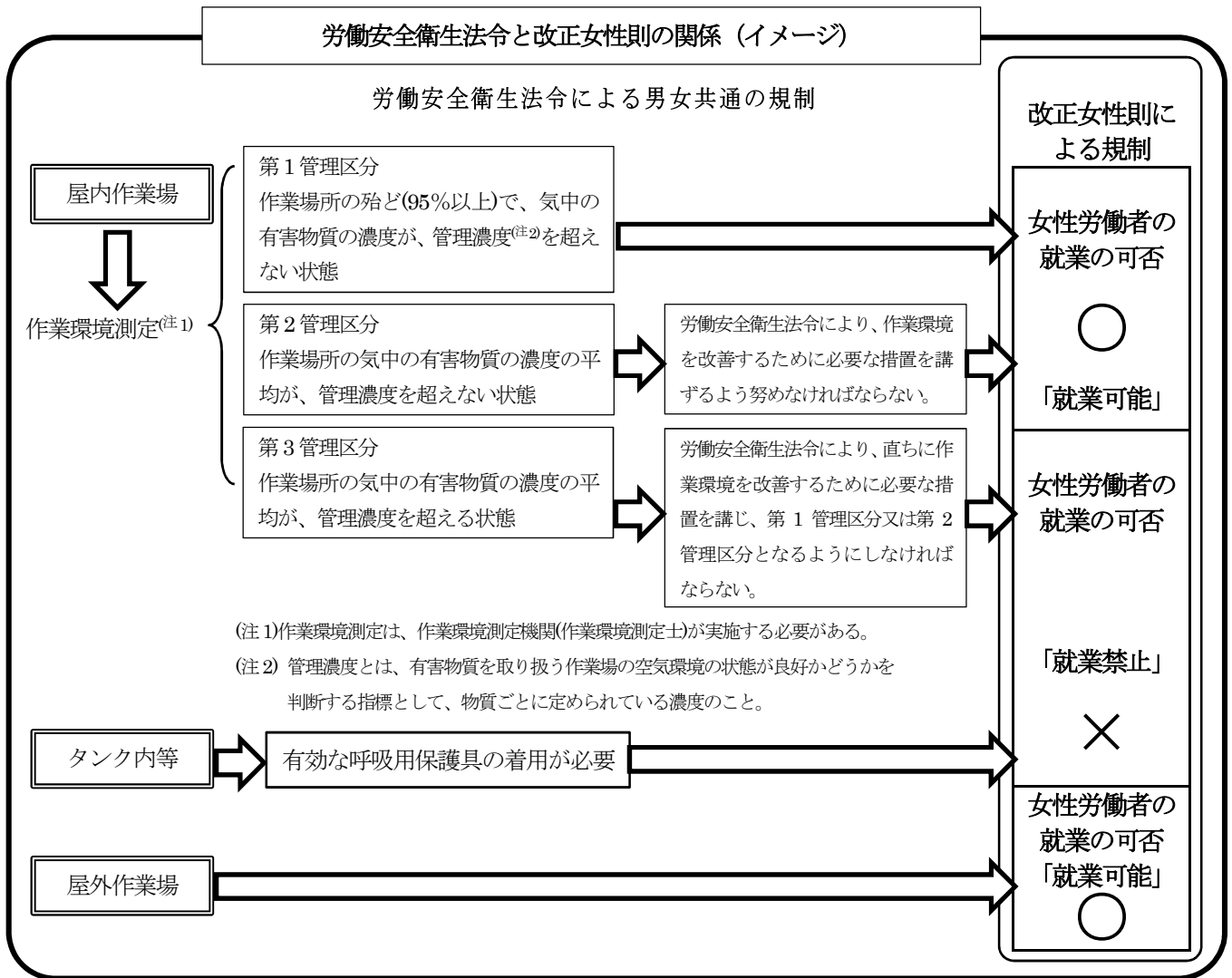
14 鉛およびその化合物

* 有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

15 エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）	21 テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）
16 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	22 トリクロルエチレン
17 エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	23 トルエン
18 キシレン	24 二硫化炭素
19 N・N-ジメチルホルムアミド	25 メタノール
20 スチレン	

・以下の「労働安全衛生法令と改正女性則の関係」を参考としてください。

(参考) 労働安全衛生法令と改正女性則の関係



※ 図は大まかなイメージであり、例外もありますので、詳細については照会先までお問い合わせください。

照会先
宮城労働局 労働基準部 監督課
Tel.022(299)8838